

# 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

福島銀行(以下「当行」という。)は、労働衛生活動の一環として新型コロナウイルスの感染又は拡大の防止に関し、次のとおり基本方針を定めました。

## 1 目的

労働衛生活動を通して、お取引先様等の周囲への感染拡大防止と役職員への感染防止に努めることを目的とします。

## 2 業務上対策

- (1) 当行主催のイベント等は、基本的な感染対策を講じての開催とします。
- (2) 行内の研修や会議等は、対応可能な限りWeb会議とします。
- (3) 外部主催のイベント及び会議その他の会合への出席は、感染対策が講じられているものに限ります。
- (4) 感染拡大地域への出張は、原則禁止とします。
- (5) 店頭営業及び渉外活動その他の業務で人と接する場合には、原則マスク着用とします。

## 3 お客さまへの配慮

- (1) お客さまが利用される備品等を清潔に保ち、安心して銀行を利用して頂けるよう努めます。
- (2) 営業店内や会議室等にはお客さまが利用できるアルコール消毒液等を配置します。
- (3) お客さまと面談した後は、適宜備品等の消毒を実施します。
- (4) 役職員のマスク着用の趣旨を正確に伝え、お客さまが不快感を抱かれないよう努めます。

## 4 その他

- (1) 役職員は、日頃より手洗いや咳エチケットの徹底を行います。
- (2) 役職員は、会食その他の集会において、基本的な感染対策の徹底を行います。

なお、銀行施設内での会食(※1)は原則禁止とします。またその他の場所での会食は、次の事項に注意をして、感染予防の取組みに努めながら行います。

  - ① 体調不良の場合は参加を控えます。
  - ② 深酒を控え、短時間で、大声を出さず、会話の時はマスクを着用します。
  - ③ テーブル間の距離はしっかり確保し感染対策を取ります。なお、テーブル間の移動はしません。
  - ④ 「ふくしま感染防止対策認定店(※2)」を利用し、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えます。

※1 歓送迎会や懇親会等の会食をいう。

※2 「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に従って感染防止対策に取り組む飲食店等における感染防止対策の実効性を高めるために、現地

調査で適切な対策の実施が確認された店舗。

- (3) 役職員は、出勤前の検温及び体調チェックを励行し、原則 37 度以上(個人差を考慮する)の熱がある場合は、出社せず所属長へ状況を連絡し、体調の状況を確認してから出社、又は下記(4)のとおりとします。
- (4) 役職員は、体調不良の場合、出社せず所属長へ状況を連絡し、休暇取得による自宅療養をします。
- (5) 役職員は、休日の過ごし方においても、感染拡大地域への不要不急の往来は極力控え、やむを得ず往来する場合は、感染対策を徹底するとともに往来も含めた行動歴を記録し、感染拡大のリスクを最小限にする行政の取組みに協力します。なお、感染拡大の兆候が見られる場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は避け、外出がある場合においても次の場所や場面に注意をし、感染予防に努めます。
  - ① 人ごみなど多くの人の密集する場所、換気の悪い密閉空間及び近距離での密接した会話の三つの密
  - ② 感染リスクが高まる次の 5 つの場面
    - ア 飲酒を伴う懇親会等
    - イ 大人数や長時間におよぶ飲食(路上や公園での集団飲食・飲酒なども含む。)
    - ウ マスクなしでの会話
    - エ 狭い空間での共同生活
    - オ 居場所の切り替わり
- (6) 役職員は、厚生労働省が示す新型コロナウイルス感染の疑いがある場合に該当するときは、「受診・相談センター」に相談をし、適切なアドバイスを受けるとともに指示に従います。
- (7) 役職員は、新型コロナウイルスに感染した場合、行政又は医師の指示に従います。
- (8) 上記(6)(7)の場合(同居の家族が同じ状況になった場合を含む)、役職員は休日・夜間を問わず、速やかに所属長へ報告し、所属長は速やかに総合企画部へ報告します。なお、所属長が感染の疑い又は感染した場合は、次席が対応します。
- (9) 役職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、次の対応とします。
  - ① 営業店で役職員本人が新型コロナウイルスに感染した場合、本人は自宅待機とし、同店役職員においては保健所から濃厚接触者と判定された場合に原則自宅待機とします。
  - ② 役職員本人と同居する家族が、保健所から感染者、又は濃厚接触者と判定された場合、本人は原則自宅待機とします。
  - ③ 保健所の指導の下、適切な対応を行います。

## 5 適用期間

この方針は、制定日から 2022 年 12 月 31 日まで適用します。

## 附則

2020 年 2 月 27 日制定

2020年3月11日改正  
2020年3月26日改正  
2020年4月3日改正  
2020年4月14日改正  
2020年4月20日改正  
2020年5月1日改正  
2020年6月5日改正  
2020年6月30日改正  
2020年7月20日改正  
2020年8月28日改正  
2020年9月29日改正  
2020年10月9日改正  
2020年10月30日改正  
2020年11月27日改正  
2020年12月28日改正  
2021年1月29日改正  
2021年2月25日改正  
2021年3月31日改正  
2021年4月28日改正  
2021年5月31日改正  
2021年6月30日改正  
2021年7月30日改正  
2021年8月26日改正  
2021年10月1日改正  
2021年10月29日改正  
2021年11月30日改正  
2021年12月29日改正  
2022年1月27日改正  
2022年2月28日改正  
2022年3月30日改正  
2022年4月28日改正  
2022年5月23日改正  
2022年6月30日改正  
2022年9月30日改正

以上